

## 近世中期から明治維新期における 縮緬機屋の訴願運動と大庄屋

資料課 稲穂将士

はじめに

近世から明治初頭にかけての丹後縮緬の機屋を対象にした研究には、古くは、「機方は日夜藩の暴政と同業の不統制、そして京都の問屋資本の残忍きわまる取引に加うるに、地元商業問屋資本のあくなき搾取に苦しみ、かくて本荘氏百年間において、自らが機業のために計つたということは皆無にひとしく、藩と領内各種資本との結托による悪辣な藩政のみが<sup>(本文ママ)</sup>つづいた」とする岩崎英精の研究や、それを「あまりにも暗い面のみを見すぎた<sup>(1)</sup>極論」であると批判し、幕末期の宮津藩が「大切な御国産」として縮緬機業の保護育成をおこなったことを指摘する足立政男の研究がある<sup>(2)</sup>。

近年では、これらの研究を批判的に継承した宮本裕次が、幕末期の宮津藩主・本庄宗秀治世の在地政策を明らかにするなかで、①青山氏以降の宮津藩主が農業重視の政策をおこなったことから、在方機業は藩から自立して発展したこと、②幕末期の国内外の難局に対し、庄屋・大庄屋などの在地指導者層と危機意識を共有し、彼らの政治意識の向上を図ったことなどを指摘している<sup>(3)</sup>。

また、当地域を対象にした研究として、今西一が帝国議会開設前の地価修正運動の歴史的意義を明らかにしようとする問題関心から、明治8年(1875)以降に、与謝郡算所村(現与謝野町算所)の西原利兵衛らが中心となっておこなった、地租軽減運動および地価修正運動について検討している<sup>(5)</sup>。この研究のうち、本稿の論旨と関わる部分を紹介しておく、①与謝郡の地租軽減運動が、「元宮津藩士の区長・副区長という士族のインテリ＝天橋義塾の指導者によって始められ<sup>(6)</sup>、天橋義塾のネットワークのもと、西原ら「4～5町歩の耕作地主＝豪農層<sup>(7)</sup>」が運動の主体となったこと、②「西原らは当所村の用掛として(筆者註：地価修正)運動を推進するが、1880年(筆者註：明治13年)6月からは(中略)、彼らの運動が、『村の代表』

から『結社の代表』に転換している<sup>(8)</sup>」こと、③「松方デフレ」や天橋義塾の解散、明治17年(1884)の地租条例公布といった「地方請願ノ道ヲ杜絶」された状況のなか、翌18年以降、丹後出身の大蔵省官僚神鞭知常に豪農たちが接近して中央政府の情報を得て、請願をおこない続け、同20年に地価修正を実現したことを指摘している<sup>(9)</sup>。

本稿ではこれらの先行研究に学びつつ、論を進めることとする。

### 1. 宮津藩の在地支配と機屋

はじめに、近世期における加悦谷の機屋と領主の支配についてみておく。宮津藩の在地支配は、領内の複数の村を連合させて、その代表として大庄屋を任命し、大庄屋を輩出した名を冠する組名の大庄屋組を編成した<sup>(10)</sup>。この大庄屋組は、永井氏が領主であった時代からはじめていたようで、時期によって異なるが、おおよそ「①宮津谷・栗田・野田川下流域東側の村々、②岩滝から与謝郡北部の村々、③中郡と野田川下流域西側・岩屋川沿いの村々、④加悦谷と加佐郡の村々、⑤竹野郡の村々<sup>(11)</sup>」に分けられる。大庄屋の職務は一般的に、領主側から伝えられた布達類を村役人に伝達し、組内の訴訟類の軽いものは吟味解決し、手にあまるものは上申し、村役人が領主に提出する願書類には奥書をするなど<sup>(12)</sup>、領主と各村の間に立つ役職である。宮津藩においても同様の職務を担っており、この大庄屋組の元に縮緬機屋たちも編成されている。いくつかの事例からその様子を見ておく。

青山氏が領主であった寛延2年(1749)3月に、宮津藩は加悦・後野・三河内村以外での機商売を禁止するが、これに対し、算所村は機商売の継続を訴え出ている<sup>(13)</sup>。この訴えは算所村の機屋惣代治兵衛、百姓代五郎兵衛、組頭九右衛門、庄屋半六の名前で出され、口大野組大庄屋九兵衛が奥書をして、宮津藩の代官中村治郎右衛門に提出されている。このように、機屋から藩に対して何かを訴え出る際は、基本的に、村の機屋組合の代表である絹屋惣代ないしは機屋惣代と村役人が連名で文書を作成し、大庄屋が奥書をして藩へ提出すると

いう流れをとる。

続いて、広域にわたる訴願の事例を紹介する。

【史料 1】<sup>(14)</sup>

一此度於 江戸表井上三郎兵衛与申仁、当御領分絹縮緬引受所之儀被 仰出候ニ付、承知不承知之訳御尋被遊、早速惣機屋共打寄り相談仕候処、右引請所之儀相定候而ハ、売先キ手狭ニ可相成候哉と一統不承知ニ御座候、依之惣機屋カ私共迄書付取置申候、猶又右之段宜敷被仰上被下候様ニ奉願上候、以上

安永七戌年二月

算所組機屋行司 佐兵衛  
利兵衛  
彦左衛門  
弥兵衛

(以下、北村・網野・岩滝・大野各組行司 9 名略)

村方御役人中

一此度於 江戸表井上三郎兵衛与申仕<sup>(15)</sup>、当御領分絹縮緬売先キ引請所之儀被仰出候ニ付、御尋被 仰出奉承知、村役人并機屋共及相談候処、一統不承知ニ御座候由申出候、則機屋行司口上書相添差上申候、右御尋ニ付吟味之趣奉申上候、以上

千賀加兵衛  
高橋六郎右衛門  
河田平八  
戸田久左衛門

地方御役所様

安永 7 年(1778)に本庄氏が領主であった宮津藩は、江戸において縮緬販売拠点を設置すべく、江戸商人井上三郎兵衛を「当御領分引受所」に指定することを在方の機屋に達した<sup>(15)</sup>。これに対し、宮津藩在方の機屋たちは、これを拒否する旨を藩側に申し出たのが【史料 1】である。ここでは省略したが、この後に加悦・後野・算所・金屋・与謝・滝・加悦奥・温江・明石・三河内の各機屋一人ひとりが署名していること、本文中に「惣機屋共打寄り相談」とあることから、この拒否の意思決定においては、大庄屋組ごとに機屋たちの意見をとりまとめ、組内機屋の代表である行司から村役人に意思が伝えられていると考えられる。奥書

部分に名を連ねている、戸田は不明であるが、千賀は岩滝村、高橋は口大野村、河田は網野村の人物で大庄屋である<sup>(16)</sup>。以上のことと、奥書部分に「村役人并機屋共及相談」とあることから、機屋と村役人がともに協議した上で、機屋→各組機屋行司→大庄屋→藩といった流れで訴願がおこなわれたといえよう。また、この段階において、機屋たちが大庄屋組毎に編成されていることがわかる。

ただし、先行研究でも明らかにされているように、縮緬の販売先である京都問屋との交渉や、争論が発生した際の京都町奉行所とのやり取りは機屋組合自らがおこなっていることも改めて示しておく。例えば、延享 2 年(1745)の京都問屋増加一件はその好個の事例である<sup>(17)</sup>。寛保 4 年(1744) 2 月にこれまで丹後の縮緬を扱っていた 7 軒の仲買問屋に新たに 2 軒の問屋が参入するが、新規参入問屋が縮緬を不当に高く買い上げているとして、もとの問屋 7 軒が京都町奉行所に訴え出たため、同年 10 月に 2 軒は商売差し止めとなる。これに対し、加悦・後野・三河内の絹屋惣代たちが翌年 5 月に「京都二条御奉行」へ、7 軒の問屋の横暴を非難し、2 軒の商売復帰とさらなる問屋の増加を訴え出ている。出願先が異なるとはいえ、大庄屋を介さない領主層との交渉を経験しているという点は留意すべきであろう。

## 2. 機屋独自の連帯

明和 7 年(1770)の京都商人茶屋宗味が丹後産の綿縮緬の取捌場所設置を京都町奉行に出願し、それに反対した在方機屋と争論が発生する<sup>(20)</sup>。宮本は、この時に在方で争論を主導した加悦町・後野村・三河内村・算所村の 4 ヶ村が連合して「四ヶ所」と名乗り、寛政 10 年(1798)には四ヶ所が会合をおこない職人の給与を定めたことを明らかにしている<sup>(21)</sup>。ここでは領主側の編成原理すなわち大庄屋組によるものではなく、機屋たち独自の組織編成についてみていきたい。

### (1) 領主を越えた連帯

—文政年間丹後三領分大会所一件—

まず、文政年間の丹後三領分大会所について取り上げる。宮本はこれについて、文政 3 年(1820)

6月に宮津・峰山の各藩領と久美浜代官所領の機屋が中郡大野村にて集会し、結束を維持する規定を定め、縮緬の価格維持や糸相場の引き下げを図るべく、6月3日から7月16日までの一斉休機を取り決めたとしている。<sup>(22)</sup>

### 【史料2】<sup>(23)</sup>

于時文政三庚辰四月上旬之頃、風与行司之方へ参り、近年縮緬商売不引合打続、惣方相互難渋ニ御座候、就夫何卒宮津・峰山・久美浜三領分一統申合、万端取締り仕候而可然と申参り候二付、下四ヶ所<sup>(24)</sup>当所へ及相談ニ付、右様何か相調候ハ、可宜敷と申候二付、弓木・岩瀧辺談シ、中郡ハ峰山<sup>(24)</sup>久美浜致相談、夫<sup>(24)</sup>当方四ヶ所ハ勿論、諸所会合仕、大会杯ニハ大野村へ罷越、亦者此方へ茂参り、数度評談仕、何れ評決仕候二付、通達書面前後不弁大略写置申候

算所村の「縮緬機屋記録帳」では、この一件に関する文書をまとめて書き写しているが、【史料2】で引用している個所は、ことの経緯が記されている。これによれば、文政3年の4月上旬頃に、「近年縮緬商売不引合打続」いて難渋しているので、三領分で申し合わせて万端取り締まりたい旨を「下四ヶ所」<sup>(24)</sup>から「当所」、すなわち上四ヶ所へ相談があったとのことである。その後、この話が同じ宮津藩領の弓木・岩瀧村をはじめ、峰山藩領、久美浜代官所領の機屋たちまで広がり、上四ヶ所だけではなく、諸所で会合がおこなわれ、それを踏まえ大野村や上四ヶ所で「大会」をおこなって評談したとある。

この評談の結果は、恐らく大庄屋を経由して宮津藩側に伝えられたようで、6月3日には大庄屋経由で7月16日までの一斉休機を認める触が各村々に出されている。さらに休機中は「二ツさどく、段織、其外縮緬」に紛らわしいものを禁止し、もしそれに背けば、たとえ「御領分違」であっても機商売を差し止めるという触が、「三領分大会所出役」より出されている。<sup>(25)</sup>この大会所出役は、おそらく三領分の機屋から選出された者たちであると考えられるが、休機の許可は領主がおこない、その施行細則を機屋が決めていること、しか

もそれが領主の枠を越えて実施されていることは非常に興味深い。

この大会所はこれ以後も維持され、例年會を「五月中三十日以前」におこなっていたようであるが、文政7年に内部対立があり、宮本は「大会所が登場する記事は文政八年以後みられない」としている。しかし、天保9年(1838)の文書に「三郡縮緬屋衆中当五月参会之節」という文言がみられ、<sup>(26)</sup>この三郡とは与謝・中・竹野郡であると想定されることから、大会所という名前は消えたものの、領主の枠組みを超えた機屋の会合があったと想定されることは指摘しておく。

### (2)文久年間産物改法一件

文久元年(1861)12月、領内の機屋数の把握や流通の掌握を目指して宮津藩は11ヶ条の改法<sup>(27)</sup>を出すものの、機屋の抵抗にあい失敗に終わったようである。<sup>(28)</sup>

この抵抗は、文久2年2月の「郷中機屋共」から「御産物御役所」への歎願にはじまり、以後度々願い出ている。この機屋たちの出願は「内意願之事」であったので、産物役人たちは「歎願書取出も不見、又者風聞ニも不存」という対応をしたようで、機屋たちは「表立産物方へ願書指出」よりほか無く、機屋共申し合わせの上、「郷中行司連判之願書」を差上げたが、「一ツとして御聞濟無御座候」であったとのことであった。<sup>(29)</sup>このような状況のため、当時大坂城代であった藩主のもとへ直訴すべく準備をしている。この「大坂行人数書上」から、この段階において宮津藩の在方機屋は「上四ヶ所」(三河内・算所・加悦・後野・加悦奥・明石・温江・金屋)、「下四ヶ所」(下山田・上山田・四辻・岩屋・幾地・常吉・森本・口大野・周枳・三重・石河)、「九ヶ在」(網野・下岡・浅茂川・小濱・嶋溝川・掛津・三津・和田野・徳光)、「濱組」(等楽寺・外・溝谷・弓木・岩瀧)に編成されていることは、宮本も指摘しているところであり、<sup>(30)</sup>機屋たちの自立性を強調する文脈でこの一件が語られる。

しかし、度々の出願においては「出役庄屋衆初大庄屋<sup>(31)</sup>大庄屋様江歎願」したり、最終的には大野・喜多・岩瀧・後野・徳光各組惣代である庄屋

から、大手川や波路浜の普請に対する歎願と組み合わせて縮緬に関する歎願がおこなわれている<sup>(32)</sup>。この歎願は取り上げられなかったようであるが、その直後に「安政度之振」に戻す事が「御用於御役所ニ五組御代官様御談シ御読渡」された<sup>(33)</sup>。このように、機屋の要求を通していくためには、機屋から産物役所へ出願する「内意」ルートではなく、庄屋ないしは大庄屋を通す「表立」ルートが重要であった。訴願の過程だけを見れば、機屋たちの自立は、こういった体制下での自立といえるだろう。

### 3. 明治6年の新法反対運動

最後に明治維新後の機屋たちの動向を当館蔵の「明治六年機屋記録集」(以下「記録集」)を素材に検討したい。本資料は表紙に「紀元式千五百三拾三年／機屋記録集／明治六年酉年 四ヶ所行司」とある、明治5年(1872)11月から翌5月までことが記載されたもので、内容は、この間に豊岡県から発出された縮緬関係の触や法令の写しや、それをめぐる加悦谷の上四ヶ所(後野・加悦・算所・三河内村)の機屋たちの協議経過記録などである。本資料については以前に簡単に紹介しているが<sup>(34)</sup>、本稿ではこの成果をふまえつつ、前稿脱稿後の知見を新たに示すものである。「記録集」には異本があり、「御改正機家記録」という資料が『加悦町史』資料編第2巻に掲載されており<sup>(35)</sup>、解題にて内容の紹介がおこなわれている。こちらの表紙には「紀元式千五百三拾三年／御改正機家記録／加悦町行司」とあり、内題も異なり、字の異同もあるが内容はほぼ同じである。

#### (1) 反対運動の前段階

明治4年(1871)7月に廃藩置県が実施され宮津県が誕生したが、同年11月には豊岡県に編入され<sup>(36)</sup>、加悦谷もその管轄となる。翌年5月には大区・小区制が設定され県内は21大区・117小区に分割された。町村は小区の下におかれるが、大区には区長、小区には副区長、町村には戸長がおかれる<sup>(37)</sup>。

この体制の下、豊岡県では縮緬に関する制度設計をおこなっていく。この時代における豊岡県の

縮緬政策については、一般的に、明治4年に豊岡県権参事となった大野右仲が縮緬業の振興をはかり、機械の登録制と製品の検査制を実施し、3郡4ヶ所に検査所を設置、同6年には機株鑑札下附の制度を実施し、物産取扱所を設置したと言われている<sup>(38)</sup>。以下、「記録集」を引用しながら当該期の縮緬をめぐる動きをみていく。

#### 【史料3】

一明治五壬申年春已来村々小前機屋集会之度毎々風説聞合候処、今般御一新二付而者旧藩県共御廃止ニ相成、豊岡県御管轄配下ニ相成候二付、一般御変革御改正ニ付、諸鑑札一切相替り候様子噂茂有之候処、於本県并ニ所之御出張ニ勸業所被為立、十月四日村々戸長之向江廻達有之機旧鑑札御引上ケ之儀御申達ニ相成候二付、一同集談之上鑑札取揃十月十一日返納致候

明治5年の春頃、機屋たちの集会の度に、旧藩県が廃止になって豊岡県の管轄下になると「諸鑑札」が替わるという噂が出るようになった。「諸鑑札」とあるように、これは縮緬業だけでなく他業種のことにも含まれるのであろう。この中、県庁とその出張所に勸業所が設置される。その後、10月4日に戸長を通じて各村に旧鑑札を引き上げる旨が通達されたので、機屋一同相談の上、通達の7日後に鑑札を返納している。この後、12月3日に太陽暦となり明治6年になる。

#### (2) 運動の内実

上記状況下で、改暦後の1月9日に、後野村の石川利三郎から上四ヶ所の機屋行司の元へある情報はいはる。

#### 【史料4】

一月九日後野村石川利三郎殿方同村機屋行司へ内談之儀申参り当役儀兵衛・伊助兩人参り其意承候処、産物営業ニ付今般新御規則被為建候事ニ内実相定り候間、近々御発達ニ相成候而者困業之基ニ相成可申哉ニ被考候間、至急機屋一同存意申立、目論見致可申内意御示談被下、并ニ宮津勸業掛り役之者共目論見致し候写書内見致候

石川が内談してきた内容は、産物営業について

新しい規則が出される事が内々に決まっているが、規則が出されてしまつては「困業之基」になると考えられるので、至急機屋の意見をまとめて内意を申すべきだというものである。さらに、宮津勸業掛の「目論見」の写しを石川が機屋行司の儀兵衛・伊助に見せている。この石川という人物は、明治以前においては、後野村の庄屋や大庄屋を務めているようである<sup>(39)</sup>。

#### 【史料5】

早々上縣ニ而も致し歎願可致義專一二心得候折柄、三河内村中繩分・温江村兩村地論ニ付石川殿取喫方ニ立入、本縣方御差紙ニて二月十四日上縣被致候ニ付、四ヶ所附村并ニ小前村之機屋一同其儀集談致し候処、石川殿上縣ニ相成候ハ、幸之儀、行司中方茂惣代として式三人程出張致し呉石川殿江別段之御心配ニも預り、是非歎願致シ呉入費等如何程相掛り候而も聊不苦候段一同被申立候ニ付翌十五日四ヶ所再会致、機屋小前之存意談事致し候処、(中略)早々引取談事之上弥々上縣之事ニ決定致し、翌十六日出立、後野村行司伊助・加悦町行司代源四郎右兩人上縣致し候、

この引用箇所から、石川が三河内村と温江村の地論<sup>(40)</sup>に「取喫方ニ立入」、すなわち仲裁人となり2月14日に「上縣」するとある。「上縣」とはその用法から、県庁へ出張し陳情や出願することであるとされる。このような地論の仲裁を担ったのは、明治以前は大庄屋であるが、新しい制度下でも石川が大庄屋的な動きをしていたのは興味深い。ただし、石川について「記録集」の中に、「今般御開発事件ニ付石川殿少茂掛り無之」とあるように、明治の制度下では何の役職にもついていないようであるため、これら一連の石川の動きは「内意」ルートのものであるといえよう。

与謝郡江尻村の庄屋をつとめた家の文書に「村々戸長、副戸長共不沙汰ニ出豊不相成、一応副区長所え申出、相談之上区長所或は、副区長所之添書ヲ出張所え可申出事<sup>(41)</sup>」という取り決めがあること、明治6年の温江村の年貢軽減を願い出た文書では、同村の戸長および副戸長が作成し副区長が奥書をおこない、「豊岡県田中参事殿」に宛

てられていることをふまえると、この時期の「表立」ルートすなわち正規の出願ルートは、各村の戸長から小区の副区長ないしは大区の区長を経由して出すものであった。

この石川を通じた内意ルートの訴願は、石川が新規則について、豊岡まで出張してきた機屋の惣代に対し、「素大蔵省方御発ニ相成候事故、御趣意甚々六ツヶ敷様子不成容易儀ニ被考候間、迎も三日五日逗留致し居候而茂歎願之虚口ニ茂相成不申見込ニ被存候」と発言しているように、失敗に終わる。この後、加悦谷の機屋たちは中郡の機屋から連携を求められるが、それを一旦拒み、与謝郡内で再度意見を取りまとめ、四ツ辻村の坂根庄右衛門など宮津出張中の副区長衆を頼り、翌月7日に「豊岡県宮津勸業所」に、与謝郡各町村の機屋惣代が連名し、それに各町村の戸長が奥書をして再出願している。このような表立ルートの出願が功を奏したのか、4月8日には機屋たちの主張を認める通達が宮津勸業所より出される。

#### おわりに

本稿では、近世中期から明治維新期における縮緬機屋の訴願運動についてみてきた。この時代を通じて、機屋たちが自らの要求を通していく上では内意ルートではなく、大庄屋や庄屋を通して出願する表立ルートが必要であった。この点において、機屋たちの自立は、領主側が設定した制度下でのものであったといえるだろう。ただし、内意で準備を進め、大庄屋や庄屋、領主側役人から嘆願内容の指摘をうけて修正をおこなっていることをふまえると、両方を組み合わせておこなうことが重要であったこと、庄屋や大庄屋層の中には西原利兵衛のように縮緬業をおこなう者がいたことは留意が必要であろう<sup>(43)</sup>。

最後に、今西の地価修正運動に関する研究と本稿の関係について触れておきたい。今西は、明治13年6月以降、地価修正運動の主体が「村の代表」から「結社の代表」に変化しているとしている。しかし、この見解は、近世後期以降の縮緬機屋たちの広域的な運動および、宮本が指摘している幕末期の大庄屋など在地指導者層の政治意識の向上

を捨象したものではなかろうか。また、地価修正運動の最終期において、運動指導者層が大蔵官僚の神鞭に接近して情報を得ていることは今西が指摘しているところであるが、この動きもまさに内意ルートの動向である。

近代初頭の丹後地域における政治運動においては、本稿でみてきたような、機屋たちの訴願運動が重要であったといえるだろう。

#### 【付記】

本稿で使用した「明治六年機屋記録集」の翻刻は、令和2年度に当館で実施した古文書講習会（共催：丹後郷土資料館友の会）の成果である。講習会では参加諸氏との活発な議論のもと、正確さを追求した翻刻を作成することができた。ここに記して感謝申し上げます。

また、本稿は令和2年度京都府立大学地域貢献型特別研究（ACTR）「丹後ちりめんアーカイブの構築」（研究代表者：小林啓治）の成果の一部である。

#### 注

- (1) 岩崎英精(1953)『丹後機業の歴史』、橋立印刷所、17～18頁。
- (2) 足立政男(1963)『丹後機業史』、雄渾社、170～172頁。
- (3) 宮本裕次(1995)「幕末譜代藩の在地政策—丹後宮津藩主本庄宗秀時代を中心に—」、『神戸大学史学年報』10、26頁。
- (4) 宮本(1995)、36頁。
- (5) 今西一(1991)「帝国議会開設前夜の地価修正運動—京都府下丹後の一事例—」（同『近代日本成立期の民衆運動』、柏書房所収。初出は1986年）。
- (6) 今西(1991)、32頁。
- (7) 今西(1991)、65頁。
- (8) 今西(1991)、65～66頁。
- (9) この点については、山田達夫が「神鞭が地価修正実現に努力したことを示す史料は全くな」く、「神鞭と（引用者註：在地指導者層）の繋がり」は重要な指摘であるが、運動の過少評価と神鞭への過大評価がありはしないだろうか」と指摘している（山田(1992)「書評 今西一著『近代日本成立期の民衆運動』」、『史林』75-2、139頁）。
- (10) 宮津市史編さん委員会編(2004)『宮津市史』本文編下巻、宮津市役所、197頁。
- (11) 『宮津市史』本文編下巻、198頁。
- (12) 国史大辞典編集委員会編(1980)『国史大辞典』第2巻、吉川弘文館、613頁。
- (13) 「縮緬機屋記録帳」（『加悦町史』資料編2、76頁）。
- (14) 「縮緬機屋記録帳」、92～96頁。
- (15) 宮本(2008)「縮緬業の勃興と発展」（『加悦町史』資料編第2巻所収）、70頁。
- (16) 『宮津市史』本文編下巻、196頁。
- (17) 宮本(2008)、72～73頁。
- (18) 宮本(2008)、69頁。以下この事例についての記述は、断りのない限りこれによる。
- (19) 「縮緬機屋記録帳」、78・178頁。
- (20) 宮本(2008)、70頁。
- (21) 宮本(2004)、158頁。
- (22) 宮本(2008)、70～71頁。以降この一件に関する宮本の記述についてはこれによる。
- (23) 「縮緬機屋記録帳」、120頁。
- (24) この下四ヶ所とは、四ツ辻・岩屋・上山田・下山田各村の機屋の連合体であり、もとの四ヶ所は「上四ヶ所」と区別されていたようである（宮本(2004)、158頁）。
- (25) 「縮緬機屋記録帳」、121頁。
- (26) 「一札之事（口大野村糸売買の件和談に付）」（『丹後織物工業組合文書』8-2、丹後織物工業組合蔵）。
- (27) 「産物御改法一件書留帳」（『加悦町史』資料編第2巻所収）、250～251頁。
- (28) 宮本(1995)、31頁。
- (29) 「産物御改法一件書留帳」、255頁。
- (30) 「産物御改法一件書留帳」、255頁。宮本(2008)、74～74頁。
- (31) 「産物御改法一件書留帳」、256頁。
- (32) 「産物御改法一件書留帳」、258～259頁。
- (33) 「産物御改法一件書留帳」、259頁。
- (34) 拙稿(2020)「丹後ちりめん関係資料の調査速報」『京都府立丹後郷土資料館友の会ニュース』91、4～5頁。
- (35) 加悦町史編纂委員会編(2008)『加悦町史』資料編第2巻、与謝野町役場、536～539頁。
- (36) 『宮津市史』本文編下巻、512頁。
- (37) 『宮津市史』本文編下巻、520～521頁。
- (38) 加悦町誌編さん委員会編(1974)『加悦町誌』、加悦町役場、276～277頁。
- (39) 佐野精一(1894)『京都府議会列伝』、金口木舌堂、17頁。
- (40) 本争論に関しては、加悦町誌編さん委員会編(1974)、209頁に記述がある。
- (41) 「[区制仮規定]」（『宮津市史』史料編第4巻10）。原史料は当館寄託『宮崎家文書』。
- (42) 「乍恐奉願口上覚（年貢軽減嘆願）」（『与謝郡算所村西原家文書』II—B—3、京都府立丹後郷土資料館寄託）。
- (43) 今西(1991)、58頁。

## 令和2年度のあゆみ

- 4.1 常設展「海国・丹後を巡るー丹後の歴史と文化ー」(～3/31)  
講師：京都精華大学教授・環境音楽家 小松正史氏
- 4.1 コーナー展示「明智光秀・細川ガラシャ・細川幽斎・細川忠興ゆかりの地」(～3/31)
- 4.4 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館(～5/21)
- 4.25 企画展「丹波・丹後の新たなお宝ー京都府暫定登録・新指定文化財からー」(～6/14)  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- 5.2 ぶらり丹後「弓木城」(与謝野町)  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- 5.16 文化財講座①「文化財のミカタ」  
講師：当館 資料課 稲穂将士  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- 5.23 文化財講座②「仏像の中をのぞいてみよう！」  
講師：府教育庁文化財保護課 桑原正明  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- 5.30 ぶらり丹後「宮津城」(宮津市)  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- 7.11 古文書講習会  
(7/11、8/29、9/26、10/24、11/28、12/19)  
〔午前：実践編、午後：入門編〕
- 7.18 丹後ちりめん創業300年記念企画展「丹後のはたおとー暮らしを織りなすリズムとメロディーー」(～11/17)
- 7.30 「はたおとを聴こう！」  
(7/30、8/6、8/27、9/3)  
実演：当館 会計年度任用職員 坂根博子  
解説：当館 資料課 青江智洋
- 8.1 「リズム遊びワークショップ&和太鼓・ドラムセッション」  
講師：梶原徹也氏  
(ドラマーex.THE BLUE HEARTS)
- 8.1 国宝・雪舟筆天橋立図に描かれた丹後国分寺とその世界  
特別陳列「天橋立を描く」(～10/21)
- 8.6 こども体験教室 銭(8/6、8/7)、勾玉(8/12)
- 8.8 文化を未来に伝える次世代育み事業  
「日本画を描いてみよう」  
講師：株式会社 修美 田畔徳一氏
- 8.21 「日本画を描いてみよう」作品展(～10/21)
- 8.22 「耳トレ！ワークショップ」  
講師：京都精華大学教授・環境音楽家 小松正史氏
- 9.19 特別陳列「湯舟坂2号墳出土環頭大刀」  
「大田南2号墳出土画文帯神獸鏡」(～10/4)
- 9.19 ぶらり丹後「須津」(宮津市)
- 10.10 ぶらり丹後番外編「黒井城」(丹波市)
- 10.17 文化を未来に伝える次世代育み事業  
「まゆから糸をひこう！」  
講師：亀岡市文化資料館友の会  
カイコ・綿サークル
- 10.24 国宝・雪舟筆天橋立図に描かれた丹後国分寺とその世界 開館50周年記念特別展  
「天橋立と丹後国分寺」(～12/13)  
夜間開館：10/31・11/6・7・13・14・20・21・22・23  
史跡等ライトアップ：10/31～11/23  
※期間限定展示(その他の期間は複製を展示)  
天橋立図：10/31～11/23  
成相寺参詣曼荼羅：11/14～12/13
- 11.7 文化を未来に伝える次世代育み事業  
「水墨画で天橋立を描こう」  
講師：京都芸術大学准教授 塩見貴彦氏
- 11.13 「水墨画で天橋立を描こう」作品展(～12/13)
- 11.14 文化財講座③「雪舟天橋立図の二〇年：解けた謎と解けない謎」  
講師：学習院大学教授 島尾新氏
- 11.28 ぶらり丹後「天橋立図・府中」
- 12.5 文化財講座④  
「国分寺造営からみた丹後国“分立”の意義」  
講師：京都大学名誉教授 上原真人氏
- 2.20 企画展「ふるさとミュージアムコレクション」(～4/4)
- 2.26 京都SKYシニア大学北部キャンパス共催講座  
「丹後の歴史と文化」  
講師：当館 資料課 稲穂将士
- 3.12 京都SKYシニア大学北部キャンパス共催現地研修  
「雪舟『天橋立図』に描かれた世界を歩く」  
案内人：当館 資料課 稲穂将士

---

丹後郷土資料館調査だより 第10号

発行 2021年(令和3年)3月26日

編集 京都府立丹後郷土資料館

〒629-2234 京都府宮津市字国分小字天王山611-1

TEL(0772)27-0230 FAX(0772)27-0020

---